

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 の 名 称 福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務

契 約 金 額 委託契約の金額は次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(1) 印字業務A			
金額	1 件につき		円
(2) 印字業務B			
金額	1 件につき		円
(3) 封入封緘業務			
金額	1 件につき		円
(4) 同時封入物封入業務			
金額	1 件につき		円
(5) 圧着業務			
金額	1 件につき		円
(6) 断裁業務A			
金額	1 件につき		円
(7) 断裁業務B			
金額	1 件につき		円
(8) フォールド業務			
金額	1 件につき		円

契 約 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

納入場所及び納入方法 福島県総務部税務システム課（その他仕様書のとおり）

上記委託業務（以下「委託業務」という。）について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、「仕様書 福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務（以下「仕様書」という。）」に基づき、頭書の委託業務を頭書の契約金額をもって、完成しなければならない。

又、仕様書に明示した成果品（以下「成果品」という。）を甲の指示する期間内に提出しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、以下の計算式により算出した金額の100分の5以上としなければならない。

計算式 [契約単価に各予定数量を乗じた金額の合計額] × 1. 1

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

5 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法によっても、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(主任技術者)

第5条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知するものとする。

(納入の通知)

第6条 乙は、甲の指定した場所に成果品を納入するときは、直ちにその旨を甲に通知しな

ければならない。

(検査及び引渡し)

第7条 甲は、納入の通知を受けたときは、乙に立ち会いを求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。

(不合格品の引取り又は補正)

第8条 甲が検査の結果不合格と認めた成果品については、乙は自己の費用をもって引き取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに補正をしなければならない。

2 前項の規定による補正後の成果品に係る納入及び検査については前条の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第9条 委託業務の終了後、成果品の欠陥又は仕様との不一致が発見された場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて無償でその補正を請求し、又は補正とともに損害賠償を請求することができる。この場合において、甲が乙に対して請求できる損害賠償の額は、委託料の額を上限とする。

2 甲が前項の規定による契約の内容に適合しないものの補正又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、委託業務の終了日から起算して、1年間とする。

(有償延期及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に成果品の納入の完了の見込がないときは、乙はその事由を付した書面をもって、甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

4 第2項の規定による遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。なお、遅延利息の額の計算につき年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第11条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を付して納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認

めたときは、遅延利息又は第 14 条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払い)

第 12 条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 前項の支払請求書は、第 7 条の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することはできない。
- 3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前 2 項の規定を準用する。ただし、請求は、毎月の成果品の納入実績をもって翌月に請求することとする。
- 4 請求金額は、成果品の納入実績を算出し、当該件数に契約単価を乗じて得た金額の合計額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に消費税及び地方消費税を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- 5 甲は、自己の責めに帰すべき理由により委託料の支払いを遅延した場合は、乙に対し、第 1 項の期間満了の翌日から支払いの日まで、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した遅延利息を支払うものとする。

(協議解除)

第 13 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約期間内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 着手日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第 15 条第 1 項の規定によらず、乙が契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 業務に関する個人情報について、乙又はその代理人若しくは使用人による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(9) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、甲に対し、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は支払わなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(1) 前項の規定により契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、

第2項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項から第4項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（乙の解除権）

第15条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により成果品の提出が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議して定める。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第16条 第13条から前条までの規定により、契約が解除された場合において、成果品の履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（契約解除の場合における資料等の返還）

第17条 第13条から第15条までの規定により、契約が解除されたときは、乙は委託業務の履行に用いたすべての支給用品、資料等を速やかに甲に返還しなければならない。

（事故発生の通知）

第18条 乙は、契約目的物の納入前に事故が発生したときは、速やかにその状況について書面をもって甲に通知しなければならない。

（契約の変更等）

第19条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の調査等)

第20条 甲は、必要に応じて、委託業務の処理状況について調査を行い、又、乙に報告を求めることができるものとする。

2 甲は、乙に対して業務の実施に関し、必要な事項を指示することができるものとする。

(損害負担)

第21条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要な経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が乙の責めに帰することができない場合は、その負担について、甲乙協議して定める。

(談合による損害賠償)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する金額を請求し、乙はこれを支払わなければならない。ただし、以下第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第23条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は

一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量)

第 24 条 当該契約の予定数量を超えて委託する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一金額をもって処理するものとする。

(機密保持義務)

第 25 条 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏えいしてはならない。なお、甲及び乙は、機密情報を相手方に開示するときは、機密である旨の表示を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。
- (2) 甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(目的外使用の禁止)

第 26 条 乙は、甲から提供された委託業務に係る資料及び契約履行のために乙が作成した資料を、本件委託業務の以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は、甲から提供された委託業務に係る資料及び契約履行のために乙が作成した資料を甲の書面による事前の承諾を得ないで複製し、又は委託業務の作業場所から持ち出してはならない。
- 3 乙は、委託業務を実施するに当たり、乙の管理下の施設において次に掲げる安全管理上の必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
 - (2) 甲から提供されたデータその他貸与品の保管管理
 - (3) 納入物、納入物の製造又は納入物の利用に必要となる物品で、あらかじめ作成されていた物及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票、DVD及び電子メール等の記録媒体及び電子データを含む。）の使用及び保管
 - (4) その他仕様書で指定したもの

(運搬責任)

第 27 条 委託業務に係る支給用品、貸与品、資料及び納入物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第 28 条 乙は、この契約による委託業務を行うため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(甲による監査)

第 29 条 甲は、福島県情報セキュリティポリシーに基づき、その遵守について、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。ただし、監査の対象事項及び方法の詳細については、甲乙の間で別途協議して定めるものとする。

- 2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本委託の実施状況等を調査するため、甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。この場合は、前項ただし書を準用するものとする。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 31 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(契約書作成等の費用)

第 32 条 この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転)

第 33 条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

- 2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号) 第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者と受注者の電子署名日が契約書に定める契約の契約期間開始日令和 8 年 4 月 1 日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約期間開始日令和 8 年 4 月 1 日から生じるものとする。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場

合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。